

防人育（事）第211号  
令和6年5月10日

大臣官房長  
人事教育局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

防衛研究所安全保障戦略課程研修員の選考基準及び  
数の基準について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、令和6年5月10日から適用することとされたので、通達する。

なお、防衛研究所一般課程研修員の選考基準及び数の基準について（防人育第8304号。19.8.30）は、令和6年8月31日をもって廃止する。

#### 記

- 1 研修員の選考基準は、次のとおりとする。
  - (1) 識見に優れ、将来高級幹部となるにふさわしい者
  - (2) 部員及び事務官等（他省庁の職員を含む。）については、行政職俸給表（一）7級若しくは6級の者又はこれに相当する者
  - (3) 自衛官については、1等陸佐、1等海佐若しくは1等空佐（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）

欄に定める額の俸給の支給を受ける者とする。)又は2等陸佐、  
2等海佐若しくは2等空佐

2 研修員の数の基準は、次のとおりとする。

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| 防衛省本省の内部部局、施設等機関、特別の機関、地方防<br>衛局及び防衛装備庁の職員       | 8名  |
| 陸上自衛官                                            | 10名 |
| 海上自衛官                                            | 5名  |
| 航空自衛官                                            | 5名  |
| 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2<br>第1項の規定に基づき教育訓練を受ける者 | 10名 |
| 計                                                | 38名 |